

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																III 就学援助率														
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度					
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠						目安額(年額)	倍数(倍率)倍	目安額(年額)万円		
岡山県	笠岡市・矢掛町中学校組合	○	○	○	○	○	○										○		○	1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	年	24					月	12	万円	367	

		IV 平成30年度半要保護就学援助額																																						
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
①都道府県	②市町村名	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費						(2) 補足事項								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給		上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
岡山県	笠岡市・矢掛町 中学校組合																																							中学校組合のため、小学校なし

